

⇒ 国税、県税の減免・徴収猶予

銚子税務署 (☎0479-22-1571)

旭県税事務所 (☎62-0772)

《国税》

地震や津波などで被害を受けた人は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。

《県税》

納税者または特別徴収義務者が、その財産について被害を受けたことにより、一時的に納税できないと認められるときは、申請により1年以内（事情によってはさらに1年）の期間に限り、納税が猶予されます。地震や津波などで被害を受けた場合は、申請により個人事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税（大規模償却資産）が減免されます。

⇒ 国民年金保険料の免除

保険年金課年金班 (☎62-5332)

佐原年金事務所 (☎0478-54-1442)

住宅、家財、そのほかの財産に、おおむね2分の1以上の損害を受けた人などは、申請に基づき、国民年金保険料が全額免除となります。

* * *

【申請方法】

窓口にある免除申請書に被災状況届（国民年金保険料免除申請用）を添付し、市保険年金課年金班または年金事務所へ提出してください。
※各支所住民室でも受け付けています。

【注意事項】

本人が提出できない場合は、委任状が必要です。免除申請書と被災状況届（国民年金保険料免除申請用）は日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/index.html>) からダウンロードできます。

【免除期間】

平成23年2月分～6月分

〈保険料の口座振替を利用している人へ〉

被災により、今後の保険料納付が困難な人は、年金事務所へ相談してください。

【申請期限】

平成23年7月29日（金）

⇒ 介護保険料の減免

高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)

居住する住宅が、半壊以上の被害を受けた第1号被保険者の介護保険料を、被害の程度や所得の状況により減免します。

* * *

介護保険料の所得段階	減免の割合	
	全壊	半壊
1～5段階	全部	2分の1
6・7段階	2分の1	4分の1
8・9段階	4分の1	8分の1

※被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人が、死亡、または重大な障害を受けた場合なども減免の対象になる場合があります。

※半壊は大規模半壊を含みます。

【申請方法】

対象となる人には、平成23年度介護保険料額決定通知書（6月中旬郵送予定）に減免申請書を同封します。必要事項を記入し、高齢者福祉課介護保険班へ提出してください。
※各支所住民室でも受け付けています。

【申請期限】

平成23年6月30日（木）